



日本銀行 政策委員会月報

令和5年10月



第884号

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（10月30・31日）	1
◆長短金利操作の運用の決定に関する件（10月30・31日）	2
◆資産買入れ方針の決定に関する件（10月30・31日）	3
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（10月30・31日）	4
◆「経済・物価情勢の展望（2023年10月）」の基本的見解を決定する件（10月30・31日）	7
◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年9月21、22日開催分）に関する件（10月30・31日）	7
(2) 通常会合関係	8
◆金沢支店の移転に関する件（9月19日）	8
◆「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」の一部変更等に関する件（10月6日）	9
◆政策委員会月報（令和5年8・9月）に関する件（10月13日）	18
2. 報告事項	19

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（10月30・31日）

本委員会は、令和5年10月30・31日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

◆長短金利操作の運用の決定に関する件（10月30・31日）

本委員会は、令和5年10月30・31日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの長短金利操作の運用を下記のとおりとすることを決定した。

記

長期金利の上限は1.0%を目途とし、金融市場調節方針と統合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や固定利回り方式の国債買入れ（指値オペ）、共通担保資金供給オペレーションなどを実施する。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（10月30・31日）

本委員会は、令和5年10月30・31日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（10月30・31日）

本委員会は、令和5年10月30・31日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、長短金利操作の運用をさらに柔軟化することを決定した。具体的には、長期金利の目標を引き続きゼロ%程度としつつ、その上限の目途を1.0%とし、大規模な国債買入れと機動的なオペ運営を中心に金利操作を行うこととする。こうした運用のもとで、日本銀行としては、粘り強く金融緩和を継続する方針である。

長短金利操作、資産買入れ方針については、以下のとおりとする。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）

① 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする（全員一致）。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

② 長短金利操作の運用（賛成8反対1）^(注)

長期金利の上限は1.0%を目途とし、上記の金融市場調節方針と統合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ¹、共通担保資金供給オペなどを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。

② CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度の

¹ 指値オペの利回りは、金利の実勢等を踏まえて、適宜決定する。

ペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

2. わが国の物価情勢を展望すると、物価見通しは7月の展望レポートと比べて上振れているが、その主因は、既往の輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響が長引いていることや、このところの原油価格の上昇である。消費者物価の基調的な上昇率は、見通し期間終盤にかけて、2%の「物価安定の目標」に向けて徐々に高まっていくとみているが、その際には賃金と物価の好循環が強まっていく必要がある。日本銀行としては、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとで粘り強く金融緩和を継続することで、経済活動を支え、賃金が上昇しやすい環境を整えていく方針である。引き続き、「物価安定の目標」の持続的・安定的な実現という観点から、賃金と物価の好循環など経済・物価情勢の変化を丹念に確認していく。

また、内外の経済や金融市場を巡る不確実性がきわめて高い中、今後の情勢変化に応じて、金融市場で円滑な長期金利形成が行われるよう、長短金利操作の運用において、柔軟性を高めておくことが適当である。この点、現在の状況において、原則として毎営業日1.0%の利回りで連続指値オペを実施し、長期金利の上限を厳格に抑えることは、強力な効果の反面、副作用も大きくなりうると判断し、大規模な国債買入れと機動的なオペ運営を中心に金利操作を行うこととした。

3. 日本銀行は、内外の経済や金融市場を巡る不確実性がきわめて高い中、経済・物価・金融情勢に応じて機動的に対応しつつ、粘り強く金融緩和を継続していくことで、賃金の上昇を伴う形で、2%の「物価安定の目標」を持続的・安定的に実現することを目指していく。

「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。引き続き企業等の資金繰りと金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。

(注) 賛成：植田委員、氷見野委員、内田委員、安達委員、野口委員、中川委員、高田委員、田村委員。反対：中村委員。中村委員は、長短金利操作の運用をさらに柔軟化することについては賛成であるが、法人企業統計等で企業の稼働力が高まったことを確認したうえで行う方が望ましいとして反対した。

◆「経済・物価情勢の展望（2023年10月）」の基本的見解を決定する件（10月30・31日）

本委員会は、令和5年10月30・31日の金融政策決定会合において、「経済・物価情勢の展望（2023年10月）」の基本的見解^{注1)}を決定した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年9月21、22日開催分）に関する件（10月30・31日）

本委員会は、令和5年10月30・31日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2023年9月21、22日開催分）^{注2)}を承認した。

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（10月31日公表）。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（11月6日公表）。

(2) 通常会合関係

◆金沢支店の移転に関する件（9月19日）

本委員会は、令和5年9月19日、金沢支店を下記のとおり移転することを決定した^{注3)}。

記

現行所在地 石川県金沢市香林坊2丁目3番28号

移転予定地 石川県金沢市広岡3丁目3番12号

移転予定日 令和5年11月6日

注3) 本件は、本委員会で9月中に決定したのですが、本件の公表後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

◆「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」の一部変更等に関する件（10月6日）

本委員会は、令和5年10月6日、2年に1歳のペースで定年を満60歳から満65歳まで延長すること等を内容とする人事・給与制度の見直しに伴う「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」の一部変更等について、下記のとおり決定した^{注4)} ^{注5)}。

記

1. 「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」（平成10年9月21日決定）を別紙1のとおり一部変更すること^{注6)}。
2. 「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」に基づく「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」（平成10年9月21日決定）を別紙2のとおり一部改正し、1. の一部変更の実施日から実施すること。

注4) 本件決定の前に、3月7日に「「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」等に関する件」として、本委員会において、本件を従業員組合に提案し、協議を開始することを決定しています。

注5) 「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」および「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注6) 1. の一部変更は、令和6年4月1日から実施します。

「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」中一部変更

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 事務職員、技術職員、及び庶務職員及び企画専門職員の給与等

(1) 給与等の区分

事務職員、技術職員、及び庶務職員及び企画専門職員 (注) (以下「事務職員等」という。) の給与等の区分は次のとおりとする。

イ、給与……定例給与、諸手当、賞与

ロ、退職手当

(注) 企画専門職員とは、役職定年に伴って、満年齢60歳に達する月の末日に管理職を退いた者をいう。

(2) 定例給与

イ、定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなるものとする。

(イ) 俸給は、職種等の区分に応じて支給する。ただし、管理職及び企画専門職員 (以下「管理職等」という。) については、業績に顕われた能力に応じて支給する。

(ロ) 資格給は、資格等に応じて支給する。ただし、管理職等には支給しない。また、資格給は、能力、機能度により加給または減給することがあるほか、担っている役割に応じて加給することがある。

(ハ) 扶養手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、企画役級以上またはもしくはこれに相当する者または企画専門職員には支給しない。

ロ、
ハ、 } 略 (不変)

(3) 略 (不変)

(4) 賞与

イ、賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成績に応じて、それぞれ11月及び翌年5月に支給する。ただし、管理職等は、4月から翌年3月までの勤務成績に応じて、11月及び翌年5月に支給する。

ロ、
ハ、

} 略（不変）

(5) 退職手当

退職手当は、退職一時金及び年金からなるものとする。

イ、
ロ、

} 略（不変）

ハ、年金

(イ) 年金の計算および支給方法

年金は、退職手当計算基準俸給に、標準年齢および資格等に応じた支給割合を乗じた金額を年額とし、退職の翌月から終身支給する。ただし、満年齢~~60~~歳定年年齢に達する月まで年金の支給を停止することがある。

(ロ) 略（不変）

(附則)

この一部変更は、令和6年4月1日から実施する。

「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」
中一部改正

○ 題名を「事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員及びエキスパート職員の
給与支給額、支給割合等」に改める。

○ 目次中 1. を横線のとおり改める。

1. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の定例給与

(1) 俸給

イ、管理職及び企画専門職員

ロ、管理職等以外の職員

(2)

┌

略（不変）

(5)

○ 目次中 4. を横線のとおり改める。

4. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の退職手当

(1)

略（不変）

(2)

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の定例給与

事務職員（管理職、総合職、特定職及び一般職）、技術職員、庶務職員、企画専門職員の定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなる。

(1) 俸給

イ、管理職及び企画専門職員（以下「管理職等」という。）

……業績に頭われた能力に応じて支給する。

(年額)

略(不変)

(注) 1. 略(不変)

2. 管理職における俸給(年額)と職位については、原則として以下の対応関係による。

(年額)

局長・審議役級	参事役級	企画役級
略(不変)		

ロ、管理職等以外の職員……職種等の区分に応じて支給する。

職種等	月額
略(不変)	

(注) 略(不変)

(2) 資格給

資格給は、基本資格給、特別加減給及び役割加算からなる。ただし、管理職等には支給しない。

イ、
 ㍿、
 ハ、

略(不変)

(3) 扶養手当

扶養手当は、本人の収入によって生計を維持する扶養親族を有する者に支給する。ただし、企画役級以上またはもしくはこれに相当する者または企画専門職員には支給しない。

区分	月額
略(不変)	

(4) 満年齢 55 歳以上の者の俸給及び資格給の取扱い

満年齢 55 歳以上の者については、(1) 及び (2) で定めた俸給及び資格給に以下の率を乗じた額をもって俸給及び資格給とする。ただし、本人の職責及び勤務成績に応じて、それぞれの率につき $-5-10/100$ から $+10-20/100$ までの範囲内で加減することができる。

イ、略(不変)

ロ、満年齢 58 歳以上同 60 歳未満の管理職以外の者

$5-6.5/100$

ハ、満年齢 58 歳以上同 60 歳未満の管理職及び満年齢 60 歳以上同 65 歳未満の者

$5.5/100$

(5) 略(不変)

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 賞与

(1) 賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成績に応じて、それぞれ11月及び翌年5月に支給する。ただし、管理職等は、4月から翌年3月までの勤務成績に応じて、11月及び翌年5月に支給する。

(2) 賞与は、最低支給部分及び査定支給部分からなるものとする。最低支給部分は基準日の資格等に応じて支給し、査定支給部分は各期(注)の業績査定に応じて支給する。その他の賞与の支給条件はその都度定める。

(注) 管理職等は4月から翌年3月を、管理職等以外の職員は4月から9月まで及び10月から翌年3月までを指す。

(3) 略(不変)

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の退職手当

(1) 退職一時金

略(不変)

イ、退職手当計算基準俸給

退職手当計算基準俸給は、退職手当本給及び退職手当資格給からなる。

(イ) 退職手当本給

退職手当本給は、標準年齢に応じて定める。

職種等	退職手当 本給 最低額	最低額 適用 標準年齢	標準年齢1歳 当りの加算金額 (定期昇給額)
事務職員 技術職員1・4種 企画専門職員	}	}	略(不変)
技術職員2種 庶務職員			

(注) 略(不変)

(ロ) 退職手当資格給

退職手当資格給は退職手当基本資格給及び退職手当特別加減給からなる。

a. 退職手当基本資格給

退職手当基本資格給は、資格等に応じて定める（金額は別表2参照。以下同じ。）。ただし、管理職については、退職前5年間の俸給（管理1級昇格後5年未滿で退職する者については、昇格後退職までの俸給。以下同じ。）の平均値（注）に応じて定める。この場合において、特段の事情により、退職前5年間の俸給の平均値によ^レ拠り難いと総裁が認めたときは、退職時の俸給に応じて定めることができる。

なお、企画専門職員については、役職定年前の資格に基づき、役職定年前5年間の俸給（管理1級昇格後5年未滿で役職定年となった者については、昇格後役職定年までの俸給。）の平均値（注）に応じて定める。これに拠り難い場合には、管理職に準じて取り扱う。

（注）略（不変）

b. 退職手当特別加減給

能力の向上度合いまたは機能度の低下度合いに応じて、退職手当基本資格給に特別加給または特別減給を行うことができる。

（1 単位当りの加減給額）

- ・ 管理職・企画専門職員 ……
 - ・ 総合職 ……
 - ・ 特定職・技術職員1種 ……
 - ・ 一般職・技術職員4種 ……
 - ・ 技術職員2種 ……
 - ・ 庶務職員 ……
- } 略（不変）

ロ、略（不変）

ハ、功労金支給割合

功労金支給割合は資格、職務等に応じて定めた基本割合及び職務加算割合を合算したものとする。ただし、企画専門職員については、役職定年前の資格、職務等に応じて算出するものとする。

- （イ）
 - ┆
 - （ホ）
- } 略（不変）

ニ、略（不変）

(2) 年金

略 (不変)

(年金支給割合)

イ、基本支給割合

(満年齢 6065 歳支給)

標準年齢		支給割合
38 歳 11 か月以上	39 歳 11 か月未満	<u>2.032.71</u>
39 "	40 "	<u>2.152.87</u>
40 "	41 "	<u>2.283.04</u>
41 "	42 "	<u>2.413.20</u>
42 "	43 "	<u>2.533.37</u>
43 "	44 "	<u>2.863.85</u>
44 "	45 "	<u>2.923.93</u>
45 "	46 "	<u>2.984.01</u>
46 "	47 "	<u>3.044.08</u>
47 "	48 "	<u>3.094.16</u>
48 "	49 "	<u>3.154.24</u>
49 "	50 "	<u>3.214.32</u>
50 "	51 "	<u>3.464.65</u>
51 "	52 "	<u>3.724.98</u>
52 "	53 "	<u>3.975.31</u>
53 "	54 "	<u>4.225.64</u>
54 "		<u>4.475.97</u>

ロ、資格・職務乗率

資格・職務乗率は、在任した最も上級の資格及び職位等に応じて定めた基本乗率及び職務加算乗率を合算したものとする。ただし、企画専門職員については、役職定年前の資格及び職位等に応じて算出するものとする。

(イ) }
 ∩ } 略 (不変)
(ホ) }

○ 5. を横線のとおり改める。

5. エキスパート職員の月手当

エキスパート職員（専任職及び業務職）の月手当は、職務及び機能度等により定めた時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。

時間給は下表のとおりとする。ただし、下表の金額を下回る時間給を適用することが適当と認められる者に対する時間給の金額は、総裁が別に定める。

(1) 専任職（管理職等から再雇用された者）

時 間 給
略（不変）

(2) 業務職

イ、事務職員、技術職員 1 種、または技術職員 4 種または企画専門職員から再雇用された者

時 間 給
略（不変）

ロ、略（不変）

◆政策委員会月報（令和5年8・9月）に関する件（10月13日）

本委員会は、令和5年10月13日、政策委員会月報（令和5年8・9月）を承認した。

2. 報告事項

- 金融システムレポート（金融機構局）^{注)}
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）

注) インターネット・ホームページをご参照ください（10月20日公表）。

令和5年11月21日

日本銀行政策委員会月報（第884号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
倉本勝也

発行所 日本銀行

東京都中央区日本橋本石町2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。